第二第十四号中「選択弁」を「選択弁等」に改め、「拡大」を削り、同号を同第十七号とし、第二中第九号から第十三号までを三号ずつ繰り下げ、同第八号の二中「及び」を「、及び」に改め、同号を同第十一号とし、第二中第二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　Ⅰ型　第六、第十五及び第十六においてⅠ型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。

二　Ⅱ型　第六、第十五及び第十六においてⅡ型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。

第三を次のように改める。

第三　パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物

パッケージ型自動消火設備は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める防火対象物又はその部分に設置することができるものとする。

一　Ⅰ型　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号、第三号、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分（令第十二条第二項第二号ロに規定する部分を除く。）のうち、令別表第一(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物又は同表(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の同表(五)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が一万平方メートル以下のもの

二　Ⅱ型　令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもの（易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。）

第四第一号中「防火対象物の」を「防火対象物又はその部分のうち」に改め、同第二号後段を削り、同第三号中「その」を「当該設備の」に、「同時放射区域」を「各同時放射区域」に改め、同第四号中「設ける」を「設置する」に改め、同第六号中「パッケージ型自動消火設備の消火薬剤」を「Ⅰ型にあっては、次に定めるところにより、消火薬剤」に、「場合にあっては、次による」を「ことができる」に改め、同号(一)を次のように改める。

(一)　隣接する同時放射区域が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百七条若しくは第百七条の二に規定する技術的基準に適合する壁若しくは間仕切壁又はこれらと同等以上の性能を有する壁若しくは間仕切壁で区画され、かつ、開口部に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二ロに規定する防火設備である防火戸が設けられている場合

ロ　入所者が就寝に使用する居室以外であって、講堂、機能訓練室その他これらに類するもので、可燃物の集積量が少なく、かつ、延焼のおそれが少ないと認められる場所に設置する場合

ハ　イ又はロに掲げる場合のほか、令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分に設置する場合であって、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合

第四第六号(二)中「パッケージ型自動消火設備は、」を削り、「放出できるものである」を「放射できるパッケージ型自動消火設備を用いる」に改め、同号(三)中「パッケージ型自動消火設備の」を削り、「ものである」を「パッケージ型自動消火設備を用いる」に改め、第四に次の二号を加える。

七　パッケージ型自動消火設備の放出口は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第十三条第三項各号に掲げる部分以外の部分に設けること。

八　第十七第二号(三)の火災拡大抑制試験において、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一定の時間建築基準法施行令第百八条の二各号に掲げる要件を満たす性能を有する材料で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げをした試験室のみを用いて消火性能を判定したパッケージ型自動消火設備の放出口にあっては、壁及び天井（天井のない場合にあっては、屋根）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。）の仕上げを当該材料と同等以上の性能を有する材料でした部分にのみ設けることができること。

第五第一号中「パッケージ型自動消火設備に表示されている防護区域を有効に包含するように」を「当該感知部に係る警戒区域及び当該放出口に係る防護区域が一の同時放射区域を有効に包含するように」に改め、同第四号を次のように改める。

四　床面から放出口の取付け面（放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。）までの高さは、次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める高さとすること。

(一)　Ⅰ型　二・四メートル（第十七第一号の消火試験を別図一に示すA模型を使用し感知部と連動させた状態で行った結果、二・四メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあっては、当該高さ）以下

(二)　Ⅱ型　二・五メートル（第十七第二号の消火試験を行った結果、二・五メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合にあっては、当該高さ）以下

第五第六号後段を削り、同第八号に次のただし書を加える。

ただし、Ⅱ型についてこれらを難燃性の箱に収納する場合にあっては、点検に便利な箇所に設置すれば足りること。

第六第十四号を同第十五号とし、同第十三号中「一つの」を「一の」に改め、同号を同第十四号とし、同第十二号を同第十三号とし、同第十一号中「、又は」を「又は」に改め、同号を同第十二号とし、第六中第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同第五号の次に次の一号を加える。

六　主電源に電池を用いないこと。ただし、次に適合するパッケージ型自動消火設備（Ⅱ型に限る。）について当該設備を有効に作動させることができる容量を有する電池を用いる場合は、この限りでないこと。

(一)　電池の交換が容易にできること。

(二)　電池の電圧がパッケージ型自動消火設備を有効に作動できる電圧の下限値となったことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音等により伝達することができること。

第八を次のように改める。

第八　放出口及び放出導管

放出口及び放出導管は、次の各号に定めるところによる。

一　金属材料で造ること。ただし、火災によって生ずる熱により変形、損傷等が生じない措置を講ずる場合は、この限りでないこと。

二　耐圧試験（消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号。第九第一号において「消火器規格省令」という。）第十二条第一項第一号の規定の例により行う試験をいう。）を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、変形を生じないこと。

三　内面等の放射に関係する部分は、平滑に仕上げること。

四　放出口の取付け部と放出導管は、確実に取り付けること。

五　管継手は、放出導管を確実に接続することができるものであること。

六　消火薬剤（蓄圧式の貯蔵容器にあっては、消火薬剤及び加圧用ガス）を貯蔵する容器から放出口までの放出導管（Ⅱ型に係るものに限る。）の長さは、十メートル以下とすること。

七　前各号に定めるところによるほか、火源を検知し方向を定めて消火薬剤を放射し、火災を消火する方式のものにあっては、次に定めるところによる。

(一)　自動的に、かつ、確実に火源の位置を検知できること。

(二)　自動的に放出口を消火のために有効な方向に向けることができること。

(三)　放出口は、消火薬剤を消火のために有効な分布で放射することができること。

第九第一号中「、第三十五条第一項」を削り、同第二号中「消火薬剤の放出」を「Ⅰ型にあっては、消火薬剤の放射」に改める。